

地域の活性化

相続登記をしないと…

- 再開発が進まない
- 空き家の管理・利活用ができない
- 不動産取引がおそくなる

安全・安心な暮らし

相続登記をしないと…

- 公共事業が進まない
- 防災・減災の取り組みができない
- 災害復旧に大きな努力・時間がかかる

相続登記が さまざまなトラブルを 防止します!

未来につなぐ

相続登記をしないと…

- 2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- 「争続」問題になってしまう

産業の推進

相続登記をしないと…

- 農地の集約化ができない
- 農地・山林が放置されてしまう

相続登記等についての御相談は…

静岡県司法書士会

相続登記などの相談は「司法書士総合相談センターしずおか」にて無料でお受けしています。

電話相談（月～金 14:00～17:00）☎054-289-3704
また、県内各地で、無料の面談相談（予約制：申込は054-289-3700）も実施しています。

詳しくは

静岡県司法書士会

検索

静岡県土地家屋調査士会

建物の新築や取り壊し等に伴う登記の無料相談を各地の相談会場（一部予約制）で実施しています。

また、土地の境界問題の相談は「静岡境界紛争解決センター」（無料、予約制 ☎054-282-0910）において、お受けしています。

詳しくは

静岡県土地家屋調査士会

検索

静岡県土地家屋調査士会のホームページを御覧ください。

※ホームページを御覧になれないときには、御電話ください。

☎054-282-0600

静岡地方法務局

相続登記などの申請書様式については、法務局ホームページに掲載しています。また、相続登記などの登記相談は、予約制にて各登記所（予約受付は各登記所に御連絡ください。）で実施しています。

詳しくは

静岡地方法務局

検索

静岡地方法務局のホームページを御覧ください。

※ホームページを御覧になれないときには、御電話ください。管轄登記所及び電話番号を御案内します。☎054-254-3555（音声ガイダンス 5番）

相続に関する登記についてのご相談は

静岡県司法書士会

静岡地方法務局

静岡県土地家屋調査士会